【中国】電信ネットワーク詐欺防止法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

*2022 年 9 月 2 日制定の電信ネットワーク詐欺防止法は、インターネット等を使った詐欺を 防止するための措置を定め、関係する詐欺犯罪に対する処罰規定を詳細化し、強化した。

1 背景と経緯

中国では、インターネットを利用した事件が増加している¹一方、2020年には、詐欺事件の立件数が刑事事件の種類別で最多となり²、特にインターネット、電話等の電信ネットワーク詐欺の多発が社会問題となっている³。最高人民法院(最高裁判所に相当)等の機関では、刑法の詐欺罪⁴適用に関する規定等の関係文書を整備した⁵が、2021年4月、習近平国家主席は、電信ネットワーク詐欺に対し、法整備を含む全面的な対策強化を指示し⁶、同年10月、電信ネットワーク詐欺防止法の草案が全国人民代表大会(以下「全人代」)常務委員会に提出され⁷、2022年9月2日の同会議で可決・公布、2022年12月1日に施行された⁸。

2 概要

(1) 章構成

全7章50か条から成る。第1章:総則(第1条~第8条)、第2章:電信の統制(第9条~第14条)、第3章:金融の統制(第15条~第20条)、第4章:インターネットの統制(第21条~第26条)、第5章:総合的措置(第27条~第37条)、第6章:法的責任(第38条~第48条)、第7章:附則(第49条、第50条)。

(2) 総則(第1章)

-

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年1月16日である。

¹ 全国の人民法院(裁判機関)が処理したインターネット関係犯罪案件は、2017 年から 2021 年の間増加し続け、5 年間の処理件数のうち約 36%が詐欺罪に関するものであった。「司法大数据专题报告显示―渉信息网络犯罪案件量逐年上升,诈骗罪占比最高―」2022.8.1. 最高人民法院 https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-368161.html

^{2 「24-3} 公安机关立案的刑事案件及构成」国家统计局編『中国统计年鉴 2021』2021. http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2021/indexch.htm

³ 「国新办就打击治理电信网络诈骗犯罪工作进展情况举行发布会」2022.4.14. 中国网 http://www.china.com.cn/zhibo/content 78161580.htm>

⁴ 刑法(「中华人民共和国刑法」国家法律法规数据库 <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OTZhNjM2 YTAxNzk4MjJhMTk2NDBjOTI%3D> 2020 年 12 月 26 日改正、2021 年 3 月 1 日施行) 第 266 条(詐欺罪) は、詐取額や重大性に応じて 3 段階に分け、懲役(①3 年以下、②3 年以上 10 年以下、③10 年以上又は無期)等を科す。

⁵ 電信ネットワーク詐欺の認定・量刑については、次の文書等がある。「最高人民法院 最高人民检察院 公安部 关于办理电信网络诈骗等刑事案件适用法律若干问题的意见」2016.12.20. 最高人民法院 https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-33361.html;「最高人民法院 最高人民检察院 公安部关于办理电信网络诈骗等刑事案件适用法律若干问题的意见(二)」2021.6.22. 最高人民法院 https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-310161.html

^{6 「}习近平对打击治理电信网络诈骗犯罪工作作出重要指示强调 坚持以人民为中心 全面落实打防管控措施 坚决遏制电信网络诈骗犯罪多发高发态势 李克强作出批示」2021.4.9. 新华网 http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2021-04/09/c 1127313085.htm>

^{7 「}关于《中华人民共和国反电信网络诈骗法(草案)》的说明—2021 年 10 月 19 日在第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十一次会议上」2022.9.2. 中国人大网 http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202209/7019159f23fd4e93ab5617b0d98cdb68.shtml

⁸ 「中华人民共和国反电信网络诈骗法」国家法律法规数据库 https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4Mm NmNWMyMjAxODJmZDU0NDAxMDIzZDY%3D> (中華人民共和国主席令第 119 号)

本法は、電信ネットワーク詐欺活動の抑制・処罰、電信ネットワーク詐欺防止活動の強化、公民及び組織の合法的権利・利益の保護、社会の安定及び国家の安全の維持等のため制定される(第1条)。本法の電信ネットワーク詐欺は、不法占有目的で、電信ネットワークを利用し、遠隔、非接触等の方法を通じ、公私の財物を詐取する行為をいう(第2条)。中国国内で行われ、又は中国国民が国外で行う電信ネットワーク詐欺活動の摘発・防止には、本法を適用する(第3条)。

(3) 電信の統制(第2章)

電信業 9 事業者は、電話利用者の実名情報登録制度 10 を全面的に実施しなければならない(第 9 条)。電話カード 11 の発行は国の規定の制限数を超えてはならない(第 10 条)。電信業事業者は、詐欺に関与した疑いのある電話カード利用者の実名認証を行い(第 11 条)、なりすまし電話をブロックし、発信元を追跡しなければならない(第 13 条)。いかなる組織・個人も、電話番号を偽装するソフトウェア等を不法に製造、販売等してはならない(第 14 条)。

(4) 金融の統制(第3章)及びインターネットの統制(第4章)

金融機関等は異常な口座開設を拒否する権利等を有し(第 16 条)、異常な口座・取引の監視を強化し、防止措置を講じなければならず、そのために利用者の IP アドレス等の情報を収集することができる(第 18 条)。電信業事業者等は、インターネット接続等サービスの利用者に対し実名情報の提供を求めなければならず¹²、提供しない利用者にサービスを提供してはならない(第 21 条)。インターネットサービスプロバイダは、詐欺に関与する疑いのあるアカウントに対し改めて認証を行い、サービス停止等の措置を採らなければならない(第 22 条)。

(5) 総合的措置(第5章)

いかなる組織・個人も、電話カード、銀行口座、アカウントの不法な売買等をしてはならない(第31条)。国務院の決定等により、公安部門等は詐欺活動の多発する地域に対し、特別なリスク防止措置を採ることができ(第35条)、当該地域で詐欺に関与した疑いのある者に対し、出入国管理を行う移民管理機構は、移動禁止措置を採ることができる(第36条)。

(6) 法的責任(第6章)

電信ネットワーク詐欺活動又はそのほう助が犯罪に該当するときは、刑事責任を問われる。該当しないときは、10日以上15日以下の拘留¹³等に処す(第38条)。電信業事業者が電話カードの実名登録等の責務を果たさない(第39条)、銀行業金融機構等がリスク管理措置を実施しない(第40条)、電信業事業者又はインターネットサービスプロバイダが実名登録の責務を果たさず、不審なアカウントの認証を行わない(第41条)等の事実があるときは、主管部門が是正を求め、軽微な場合は、警告、5万元以上50万元以下の過料等に処す。重大な場合は、50万元以上500万元以下の過料に処し、主管部門が業務停止、営業許可・免許の剥奪等を併科し、また、直接の責任者を1万元以上20万元以下の過料に処することができる。

_

⁹ 電信条例 (「中华人民共和国电信条例」中国政府网 2016年2月6日改正・施行)第8条は、公共ネットワークインフラ、データ・電話通信等を提供する基礎的電信業と、公共ネットワークインフラを活用した電信、情報サービス等を提供する付加的電信業とに区分する。

^{10 「}电话用户真实身份信息登记规定」中国政府网 2013 年 7 月 16 日公布、同年 9 月 1 日施行

¹¹ 中国語原文は「电话卡」。携帯電話の SIM カード等を指す。

^{12 2012} 年の全人代表常務委員会の決定で、プロバイダによる利用者の実名登録義務が規定された。「全国人大常委会关于加强网络信息保护的决定」2012.12.28. 中国政府网 http://www.gov.cn/jrzg/2012-12/28/content 2301231.htm>

¹³ 刑事処罰の対象ではないが公共・社会を害する行為に対し、公安機関が行う治安管理処罰の一つ(行政拘留)。